

Drug Information News (平成 25 年 7 月)

八尾市立病院 医薬品情報管理室

1. 八尾市立病院の医薬品採用状況
2. 医薬品・医療機器安全性情報(No.302 平成 25 年 6 月)の概要
【詳細は医薬品医療機器情報提供 HP (<http://www.info.pmda.go.jp/>)から参照可能です】
3. 製薬企業からの医薬品の適正使用に関するお知らせ

1. 八尾市立病院の医薬品採用状況(平成 25 年 6 月薬事委員会承認分)

(1) 採用医薬品: 院内・院外ともに処方可能な医薬品です。

- アジルバ錠 20mg
- デノタスチュアブル配合錠
- フェブリク錠 20mg
- ラコールNF配合経腸用液(200mL)
- アイリーア硝子体内注射液 40mg/mL
- アリクストラ皮下注 1.5mg
- イオパミロン注 370 シリンジ(65mL・80mL)
- コアベータ静注用 12.5mg
- アクアチムクリーム 1%

(2) 特定患者用医薬品: 処方時、事前に薬剤部への連絡が必要な医薬品です。

- スチパーガ錠 40mg
- タルセバ錠 25mg
- アドベイト注射用 1000
- ジフルカン静注液 100mg
- 注射用GRF住友 100
- トラベルミン注
- ノボセブンHI静注用 2mg
- ヒュミラ皮下注 20mg シリンジ 0.4mL
- ヒュミラ皮下注 40mg シリンジ 0.8mL
- リメタゾン静注 2.5mg
- 口コミプレート皮下注 250 μ g 調製用

(3) 院外処方専用医薬品: 院外処方せんでのみ処方可能な医薬品です。

- アーチスト錠 10mg
- ネオーラル 50mg カプセル(院外かつ特定患者用)
- ブシ末(調剤用)「ツムラ」(院外かつ特定患者用)

(4) 採用医薬品から院外処方専用医薬品へ区分変更します。

- アリメジンシロップ 0.05%
- アローゼン顆粒
- ノイキノン錠 10mg
- ロンゲス錠 10mg

(5) 採用を取り消します。

- ルセンティス硝子体内注射液 2.3mg/0.23mL
- ムコフィリン吸入液 20%

2. 医薬品・医療機器安全性情報(No.302 平成 25 年 6 月)の概要

(1) 抗リウマチ薬イグラチモドとワルファリンとの相互作用が疑われる重篤な出血について

(2) 重要な副作用等に関する情報

1. アンプリセンタン
2. トラネキサム酸
3. イグラチモド

(3) 使用上の注意の改訂について(その 246): 商品名は当院採用薬で掲載しております。

1. <利尿剤>トルバプタン: サムス力錠 15mg
2. <気管支拡張剤>チオトロピウム臭化物水和物:
スピリーバ吸入用カプセル 18 μ g、スピリーバ 2.5 μ g レスピマット 60 吸入
3. <消化性潰瘍用剤>エソメプラゾールマグネシウム水和物: ネキシウムカプセル 10mg・20mg
4. <血液凝固阻止剤>ダビガトランエテキシラートメタンスルホン酸塩: プラザキサカプセル 75mg・110mg
5. <その他の腫瘍用薬>ニロチニブ塩酸塩水和物: タシグナカプセル 150mg・200mg
6. <主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの>アモキシシリン水和物: サワシリンカプセル 250、サワシリン細粒 10%
7. <主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの>クラブラン酸カリウム・アモキシシリン水和物:
オーグメンチン配合錠 250RS
8. <主としてグラム陽性菌、マイコプラズマに作用するもの>クラリスロマイシン:
クラリスロマイシン DS10%、クラリスロマイシン錠 200「MEEK」、クラリスロマイシン錠 50 小児用「MEEK」
9. <その他の抗生物質製剤>ランソプラゾール・アモキシシリン水和物・クラリスロマイシン: ランサップ 400・800
10. <その他の抗生物質製剤>ランソプラゾール・アモキシシリン水和物・メトロニダゾール: ランピオンパック
11. <その他の化学療法剤>テルピナフィン塩酸塩(経口剤): ラミシール錠 125mg
12. 一般用医薬品 トラネキサム酸含有製剤(ビタミン主薬製剤)
13. <血液凝固阻止剤>ワルファリンカリウム: ワーファリン錠 1mg

(4) 市販直後調査の対象品目一覧(省略)

3. 製薬企業からの医薬品の適正使用に関するお知らせ

● エタンブール製剤(エブール 250mg 錠)使用にあたっての視力障害について

■本剤の副作用として視力障害があらわれることがあります。

下記に示すような方法により早期に視力異常を発見し、副作用の発現を未然に防止いただくよう注意喚起がなされています。

(1) 本剤の投与に際しては、次の点を患者に十分徹底すること。

- ・本剤の投与により、ときに視力障害があらわれること。
- ・この視力障害は、早期に発見し、投与を中止すれば可逆的であること。
- ・この視力障害は、新聞を片眼ずつ一定の距離で毎朝読むことによって、早期に発見できること。
- ・視力の異常に気づいたときは、直ちに主治医に申し出ること。

(2) 本剤の投与開始前にあらかじめ、少なくとも視力検査及び外眼検査を実施すること。

開始前の検査で白内障・視神経炎等の異常が認められた場合には、適当な処置を講じてから本剤を投与すること。

投与中は定期的に眼の検査を行い、異常が認められた場合には投与を中止し、精密な検査を行うこと。

(3) 本剤を高齢者に投与する場合には、視力検査を特に慎重に行うこと。